官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔最高裁規則〕
○民事執行規則及び民事保全規則の一部を改正する規則（最高裁九）　二
〔省　令〕
○電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（総務六五）　二
○雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働七〇）　三
○森林法施行規則の一部を改正する省令（農林水産三一）　三
〔規　則〕
○会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則及び計算証明規則の一部を改正する規則（会計検査院四）　三
〔法規的告示〕
○中小漁業融資保証法第二条第三項第三号の規定に基づき、主務大臣が指定する資金を定める件の一部を改正する件（財務・農林水産一七）　三
〔その他告示〕
○令和八年歌会始お題「明」の詠進歌の選者が定められた件（宮内庁八）　四
○経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第五十条第一項の規定に基づき指定した特定社会基盤事業者の名称の変更を公示する件（総務二四三）　四
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務一〇三）　四
○酒類業構造転換支援事業費補助金の交付に関する事務を国税庁長官に委任した件等の一部を改正する告示（財務一七四）　四
○財務省所管の補助金等の交付に関する事務を国税局長（沖縄国税事務所長を含む。）に委任した告示（同一七五）　五
○医療法第四条の三第一項の規定に基づき臨床研究中核病院と称することを承認した病院について公示する件（厚生労働一九一）　五
○保安林の指定をする件（農林水産一〇三八～一〇四五）　五
○特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則に基づき経済産業大臣、環境大臣が定める事項の一部を改正する告示（経済産業・環境六）　六
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通四九四～四九八）　六
〔国会事項〕
内閣　カジノ管理委員会　消費者庁　八
〔人事異動〕
法務省　厚生労働省　八
〔皇室事項〕
九
〔官庁報告〕
法　務
公証人法第十三条に規定する公証人の採用に関する公告（法務省）　九
公証人任免（同）　九
産　業
日本産業規格（厚生労働省）　一〇
直轄災害復旧事業の完了公告（農林水産省）　一〇
外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件（法務省告示配五〇）　一〇
〔公　告〕
官庁
諸　事　項
有権者申出方、佐賀東部土地改良区役員の就退任関係　一〇
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一〇
会社その他　三〇

最高裁規則

○最高裁判所規則第九号

民事執行規則及び民事保全規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年七月一日

最高裁判所

民事執行規則及び民事保全規則の一部を改正する規則

（民事執行規則の一部改正）

第一条　民事執行規則（昭和五十四年最高裁判所規則第五号）の一部を次のように改正する。

第百四十六条第一項中「東日本電信電話株式会社」の下に「（日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第一条の二第二項に規定する東日本電信電話株式会社をいう。以下同じ。）」を、「西日本電信電話株式会社」の下に「（日本電信電話株式会社等に関する法律第一条の二第三項に規定する西日本電信電話株式会社をいう。以下同じ。）」を加える。

（民事保全規則の一部改正）

第二条　民事保全規則（平成二年最高裁判所規則第三号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二項第二号中「東日本電信電話株式会社」の下に「（日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第一条の二第二項に規定する東日本電信電話株式会社をいう。次条第七号において同じ。）」を、「西日本電信電話株式会社」の下に「（同法第一条の二第三項に規定する西日本電信電話株式会社をいう。次条第七号において同じ。）」を加える。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

最高裁判所長官　今崎　幸彦

省　令

○総務省令第六十五号

災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和七年法律第五十一号）の施行に伴い、及び電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第七条第一号の規定に基づき、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年七月一日

総務大臣　村上誠一郎

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（第一号基礎的電気通信役務の範囲） **第十四条**　法第七条第一号の総務省令で定める電話に係る電気通信役務は、次に掲げるもの（卸電気通信役務に該当するものを含む。）とする。 ［一・二　略］	（第一号基礎的電気通信役務の範囲） **第十四条**　［同上］ ［一・二　同上］
二の二　災害時に避難所等（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十九条の七第一項の規定により指定された指定避難所その他の同法第三十三条の二第一項第一号に規定する避難所又は災害時に帰宅することが困難な者が一時的に滞在するための施設をいう。以下この号において同じ。）における公衆による電話の利用を確保するために地方公共団体の要請に基づき電気通信事業者が避難所等の収容人員おおむね百名当たり一回線の基準によりあらかじめ設置する固定端末系伝送路設備を用いて当該電気通信事業者が提供する音声伝送役務 ［三・四　略］	二の二　災害時に避難所等（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十九条の七第一項の規定により指定された指定避難所その他の同項に規定する避難所又は災害時に帰宅することが困難な者が一時的に滞在するための施設をいう。以下この号において同じ。）における公衆による電話の利用を確保するために地方公共団体の要請に基づき電気通信事業者が避難所等の収容人員おおむね百名当たり一回線の基準によりあらかじめ設置する固定端末系伝送路設備を用いて当該電気通信事業者が提供する音声伝送役務 ［三・四　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年七月一日）から施行する。

○厚生労働省令第七十号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条第一項第五号及び第二項の規定に基づき、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年七月一日

厚生労働大臣　福岡　資麿

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則 （地域雇用開発コース奨励金に関する暫定措置） **第十五条の七**　第百十二条第一項の地域雇用開発コース奨励金は、同条第二項に規定するもののほか、次の各号のいずれにも該当する事業主に対して、第三号の雇入れに係る者の数に応じ、当該者の雇入れに係る費用の額を限度として支給するものとする。 一　（略） 二　雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（令和六年厚生労働省令第百三号）の施行の日から令和八年三月三十一日までの間に都道府県労働局長に対して、前	**附　則** （地域雇用開発コース奨励金に関する暫定措置） **第十五条の七**　第百十二条第一項の地域雇用開発コース奨励金は、同条第二項に規定するもののほか、次の各号のいずれにも該当する事業主に対して、第三号の雇入れに係る者の数に応じ、当該者の雇入れに係る費用の額を限度として支給するものとする。 一　（略） 二　雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（令和六年厚生労働省令第百三号）の施行の日から令和七年六月三十日までの間に都道府県労働局長に対して、前号

改正後	改正前
号の設置又は整備に係る事業所（以下この条において「対象事業所」という。）の設置又は整備及び当該設置又は整備に伴う労働者の雇入れに関する計画を提出した事業主であること。 三～七　（略） 2～4　（略）	の設置又は整備に係る事業所（以下この条において「対象事業所」という。）の設置又は整備及び当該設置又は整備に伴う労働者の雇入れに関する計画を提出した事業主であること。 三～七　（略） 2～4　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第百八十七条第三項の規定に基づき、森林法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年七月一日　農林水産大臣　小泉進次郎

森林法施行規則の一部を改正する省令

森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（合格の公表及び合格証書） **第九十五条**　農林水産大臣は、試験施行後一箇月以内に試験合格者の受験番号を公表するとともに、合格者に合格証書を交付する。 2　（略）	（合格の公表及び合格証書） **第九十五条**　農林水産大臣は、試験施行後一箇月以内に試験合格者の氏名を公表するとともに、合格者に合格証書を交付する。 2　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

規　則

○会計検査院規則第四号

会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第十二条第三項、第二十四条及び第三十八条の規定に基づき、会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則及び計算証明規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年七月一日　会計検査院長　原田　祐平

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則及び計算証明規則の一部を改正する規則

（会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部改正）

第一条　会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則（昭和二十二年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第五局上席調査官（情報通信・郵政担当）の事務分掌事項欄中「日本電信電話株式会社」を

東日本電信電話株式会社 西日本電信電話株式会社 日本電信電話株式会社	日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第十二条

を

ＮＴＴ東日本株式会社 ＮＴＴ西日本株式会社 ＮＴＴ株式会社	日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第十二条

に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

法規的告示

○財務省・農林水産省告示第十七号

中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第二条第三項第三号の規定に基づき、平成十年大蔵省・農林水産省告示第四十六号（中小漁業融資保証法第二条第三項第三号の規定に基づき、主務大臣が指定する資金を定める件）の一部を次のように改正し、令和七年七月一日から施行する。

令和七年七月一日　財務大臣　加藤　勝信

農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
中小漁業融資保証法（以下「法」という。）第二条第三項第三号の主務大臣が指定する資金は、次に掲げる資金とする。 一～三　（略） 四　前三号に掲げる者及びこれらの者又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となっている団体又は基本財産の額の過半を拠出している法人（中小漁業融資保証法施行令（昭和二十八年政令第十六号）第一条各号に掲げる団体又は法人に限る。）にあっては、水産物の販売に必要な施設の改良又は取得、栽培事業に必要な種苗の購入又は施設の改良、造成若しくは取得その他漁業又は水産加工業の経営の改善に資することを目的とする事業に必要な資金	中小漁業融資保証法（以下「法」という。）第二条第三項第三号の主務大臣が指定する資金は、次に掲げる資金とする。 一～三　（略） 四　前三号に掲げる者又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となっている団体若しくは基本財産の額の過半を拠出している法人（中小漁業融資保証法施行令（昭和二十八年政令第十六号）第一条各号に掲げる団体又は法人に限る。）にあっては、水産物の販売に必要な施設の改良又は取得、栽培事業に必要な種苗の購入又は施設の改良、造成若しくは取得その他漁業又は水産加工業の経営の改善に資することを目的とする事業に必要な資金

その他告示

○宮内庁告示第八号

令和八年歌会始お題「明」の詠進歌の選者は、七月一日、次の者に定められた。

三枝　昂之
永田　和宏
今野　寿美
栗木　京子
大辻　隆弘

令和七年七月一日

宮内庁長官　西村　泰彦

○総務省告示第二百四十三号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十条第一項の規定に基づき指定した特定社会基盤事業者の名称に変更があったので、同条第二項後段の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年七月一日

総務大臣　村上誠一郎

一　特定社会基盤事業者の種類

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第四号に規定する電気通信事業（同法第百六十四条第一項各号に掲げる電気通信事業を除く。）

(一)　変更前の名称

東日本電信電話株式会社

(二)　変更後の名称

ＮＴＴ東日本株式会社

(三)　変更年月日

令和七年七月一日

二　特定社会基盤事業者の種類

電気通信事業法第二条第四号に規定する電気通信事業（同法第百六十四条第一項各号に掲げる電気通信事業を除く。）

(一)　変更前の名称

西日本電信電話株式会社

(二)　変更後の名称

ＮＴＴ西日本株式会社

(三)　変更年月日

令和七年七月一日

三　特定社会基盤事業者の種類

電気通信事業法第二条第四号に規定する電気通信事業（同法第百六十四条第一項各号に掲げる電気通信事業を除く。）

(一)　変更前の名称

エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

(二)　変更後の名称

ＮＴＴドコモビジネス株式会社

(三)　変更年月日

令和七年七月一日

○法務省告示第百三号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和七年七月一日

法務大臣　鈴木　馨祐

千葉地方法務局所属　篠原　辰夫
宇都宮地方法務局所属　古谷　剛司
長野地方法務局所属　三宅　義寛
長野地方法務局所属　秤屋　雄一
新潟地方法務局所属　片山　徳征
名古屋法務局所属　福島　司
名古屋法務局所属　宗野有美子
津地方法務局所属　沼田　政行
金沢地方法務局所属　谷田部　浩
山口地方法務局所属　相原　茂
山口地方法務局所属　関口　正木
岡山地方法務局所属　中島　仁志
佐賀地方法務局所属　横山　紫穂
長崎地方法務局所属　林　健児
盛岡地方法務局所属　工藤　俊二

○財務省告示第百七十四号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、酒類業構造転換支援事業費補助金の交付に関する事務を国税庁長官に委任した件等の一部を次のとおり改正し、同条第六項の規定に基づき告示する。

令和七年七月一日

財務大臣　加藤　勝信

酒類業構造転換支援事業費補助金の交付に関する事務を国税庁長官に委任した件等の一部を改正する告示

（酒類業構造転換支援事業費補助金の交付に関する告示の一部改正）

第一条　酒類業構造転換支援事業費補助金の交付に関する事務を国税庁長官に委任した件（令和三年財務省告示第七十二号）の一部を次のように改正する。

第二十二号を削る。

（日本産酒類海外展開支援事業費補助金の交付に関する告示の一部改正）

第二条　日本産酒類海外展開支援事業費補助金の交付に関する事務を国税庁長官に委任した件（令和三年財務省告示第九十三号）の一部を次のように改正する。

第二十二号を削る。

（新市場開拓支援事業費補助金の交付に関する告示の一部改正）

第三条　新市場開拓支援事業費補助金の交付に関する事務を国税庁長官に委任した件（令和四年財務省告示第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二十二号を削る。

（酒類業振興支援事業費補助金の交付に関する告示の一部改正）

第四条　酒類業振興支援事業費補助金の交付に関する事務を国税庁長官に委任した件（令和六年財務省告示第九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十二号を削る。

○財務省告示第百七十五号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号。以下「法」という。）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第二項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる補助金の交付に関する同表の下欄に掲げる事務を、同表の中欄に掲げる機関に委任したので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

令和七年七月一日

財務大臣　加藤　勝信

委任に係る補助金の名称	委任した機関	委任した事務の内容
（項）税務業務費 （目）酒類業構造転換支援事業費補助金 日本産酒類海外展開支援事業費補助金 新市場開拓支援事業費補助金 酒類業振興支援事業費補助金	国税局長（沖縄国税事務所長を含む。）	一　法第二十三条第一項の規定に基づく報告の徴取、立入検査及び関係者に対する質問

○厚生労働省告示第百九十一号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四条の三第一項の規定に基づき、次の病院につき臨床研究中核病院と称することについての承認をしたので、医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第六条の五の二第四項の規定に基づき告示する。

令和七年七月一日

厚生労働大臣　福岡　資麿

名称	所在地	承認年月日	承認の効力発生年月日
広島大学病院	広島県広島市南区霞一丁目二番三号	令和七年五月三十日	令和七年五月三十日

○農林水産省告示第千三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年七月一日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　広島県府中市上下町矢野字椿原一〇七五二の一、一〇七五二の二、字大谷一一三〇七の一、一一三〇七の三、一一三〇七の四、字大仙平一一三五三の三、一一三五六の一、一一三五八の一、一一三七二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び府中市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年七月一日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　熊本県菊池市小木字上白木一五一二（次の図に示す部分に限る。）、一五〇六の二、一五〇七の一、一五一三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字戸平山四六六八の四（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び菊池市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年七月一日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　熊本県球磨郡錦町大字一武字戸平山四六六八の四

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字上白木一五〇六の二・一五〇七の一・一五一二・一五一三（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び菊池市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年七月一日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　鹿児島県阿久根市折口字大石川原一六七三の一、一六七七、一六七八の一（次の図に示す部分に限る。）、字清水四三六〇の二

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県庁及び阿久根市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年七月一日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　島根県松江市宍道町上来待二七六〇の一、二七六〇の二、三四五八、三四五九の七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

宍道町上来待二七六〇の一・二七六〇の二・三四五八・三四五九の七（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年七月一日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　京都府福知山市大江町北原小字大谷八〇七七、八〇七八、八〇八〇から八〇八三まで、八〇九二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を京都府庁及び福知山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年七月一日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　和歌山県海草郡紀美野町毛原上字粂石二一九の三九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年七月一日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　長野県木曽郡大桑村大字殿三四（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び大桑村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省環境省告示第六号

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則（昭和四十六年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第三号）第二十四条第一項の規定による届出があったので、同規則第三十五条第二号の規定に基づき公示する。

令和七年七月一日

経済産業大臣　武藤　容治

環境大臣　浅尾慶一郎

㈠　登録講習機関の名称　一般社団法人産業環境管理協会

㈡　講習の業務を行う事務所の名称及び所在地

変更後	変更前
一般社団法人産業環境管理協会北海道分室　東京都千代田区内幸町一丁目三番一号	一般社団法人産業環境管理協会北海道分室　札幌市北区北六条西六丁目二番地
一般社団法人産業環境管理協会関西分室　東京都千代田区内幸町一丁目三番一号	一般社団法人産業環境管理協会関西分室　大阪市西区立売堀一丁目二番一二号

㈢　変更年月日　令和七年七月一日

○国土交通省告示第四百九十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年七月一日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

迫間川

二　砂防法第二条の土地の表示

熊本県菊池市龍門の区域内の土地のうち、次の一点から七点までを順次結んだ線及び一点と七点を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十九年建設省告示第千七十号で指定した迫間川に掲げる土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	33°01′55.5461″	130°50′42.8558″
2	33°01′56.8130″	130°50′43.0826″
3	33°01′58.0077″	130°50′43.1579″
4	33°01′59.6693″	130°50′43.3527″
5	33°01′59.5100″	130°50′43.9203″
6	33°01′58.0449″	130°50′44.0247″
7	33°01′56.0148″	130°50′43.7133″

○国土交通省告示第四百九十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年七月一日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

東久保沢

二　砂防法第二条の土地の表示

山梨県甲斐市亀沢の区域内の土地のうち、次の一点から十二点までを順次結んだ線及び一点と十二点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	35°43′39.6158″	138°31′45.8382″
2	35°43′39.4196″	138°31′46.3498″
3	35°43′38.7990″	138°31′46.6507″
4	35°43′39.1134″	138°31′48.3137″
5	35°43′38.6400″	138°31′50.6932″
6	35°43′38.2395″	138°31′51.9214″
7	35°43′37.9484″	138°31′51.9498″
8	35°43′36.8633″	138°31′48.5823″
9	35°43′38.1010″	138°31′46.4281″
10	35°43′38.7084″	138°31′46.0735″
11	35°43′39.3018″	138°31′46.0197″
12	35°43′39.5810″	138°31′45.7976″

○国土交通省告示第四百九十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年七月一日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

平岩沢第一

二　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地（明治三十四年内務省告示第百一号で指定した土地の区域を除く。）

愛知県岡崎市宮石町

字平岩　八番

一一番

一一三番

ロ　愛知県岡崎市宮石町字平岩の区域内の土地のうち、次の一点から十一点までを順次結んだ線及び一点と十一点を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
一点	三五度〇一分五五秒二一九一	一三七度一二分一三秒六四二六
二点	三五度〇一分五五秒三九二八	一三七度一二分一三秒九七五七
三点	三五度〇一分五五秒九五六二	一三七度一二分一四秒〇五七〇
四点	三五度〇一分五六秒五三七六	一三七度一二分一三秒五三八六
五点	三五度〇一分五六秒四九二五	一三七度一二分一二秒六九八六
六点	三五度〇一分五六秒六九九七	一三七度一二分一二秒七三一九
七点	三五度〇一分五六秒七六三七	一三七度一二分一二秒七八〇九
八点	三五度〇一分五六秒九一八四	一三七度一二分一三秒六四六三
九点	三五度〇一分五六秒〇四六五	一三七度一二分一四秒三八九七
十点	三五度〇一分五五秒〇三四九	一三七度一二分一四秒三一二三
十一点	三五度〇一分五五秒〇七八四	一三七度一二分一三秒九三七二

○国土交通省告示第四百九十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年七月一日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

仲郷下一号沢

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三十号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

栃木県那須郡那珂川町小砂

字松並　三一三四番九　一号

地先道路敷

三一三四番九　二号

三一三四番一　三号及び八号から十六号まで

三一三四番七　四号から七号まで

字岩山　三一三三番七　十七号から二十三号まで

三一三三番二　二十四号から二十八号まで

三一三三番四　二十九号

三一三三番二　三十号

地先道路敷

○国土交通省告示第四百九十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年七月一日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

土居ノ谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

高知県南国市稲生の区域内の土地のうち、次の一点から二十二点までを順次結んだ線及び一点と二十二点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	三三°三二′四六.〇九四八″	一三三°三七′二八.五〇九七″
2	三三°三二′四五.六八六八″	一三三°三七′二八.五八一八″
3	三三°三二′四五.四八五八″	一三三°三七′二八.〇〇七七″
4	三三°三二′四五.四〇七七″	一三三°三七′二七.九一二五″
5	三三°三二′四五.一二四六″	一三三°三七′二七.九五一八″
6	三三°三二′四五.〇九五五″	一三三°三七′二七.〇一九一″
7	三三°三二′四五.〇九五五″	一三三°三七′二六.九一〇四″
8	三三°三二′四五.〇九五五″	一三三°三七′二六.八一〇四″
9	三三°三二′四五.〇九五五″	一三三°三七′二六.七一〇四″
10	三三°三二′四五.〇九五五″	一三三°三七′二六.六一〇四″
11	三三°三二′四五.〇九五五″	一三三°三七′二六.五一〇四″
12	三三°三二′四五.〇九五五″	一三三°三七′二六.四一〇四″
13	三三°三二′四五.〇九五五″	一三三°三七′二六.三一〇四″
14	三三°三二′四五.〇九五五″	一三三°三七′二六.二一〇四″
15	三三°三二′四五.〇九五五″	一三三°三七′二六.一一〇四″
16	三三°三二′四五.〇九五五″	一三三°三七′二六.〇一〇四″
17	三三°三二′四五.〇九五五″	一三三°三七′二五.九一〇四″
18	三三°三二′四五.〇九五五″	一三三°三七′二五.八一〇四″
19	三三°三二′四五.〇九五五″	一三三°三七′二五.七一〇四″
20	三三°三二′四五.〇九五五″	一三三°三七′二五.六一〇四″
21	三三°三二′四五.〇九五五″	一三三°三七′二五.五一〇四″
22	三三°三二′四五.〇九五五″	一三三°三七′二五.四一〇四″

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

十二所谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

高知県長岡郡本山町本山の区域内の土地のうち、次の一点から十六点までを順次結んだ線及び一点と十六点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	三三°四五′一八.九一六七″	一三三°三五′二四.三四七七″
2	三三°四五′一八.六二〇三″	一三三°三五′二四.四〇七二″
3	三三°四五′一八.二〇三五″	一三三°三五′二四.四九六三″
4	三三°四五′一八.〇一九一″	一三三°三五′二四.三七〇〇″
5	三三°四五′一七.八九二一″	一三三°三五′二四.二三三八″
6	三三°四五′一七.七七〇六″	一三三°三五′二四.一〇三四″
7	三三°四五′一七.六四九六″	一三三°三五′二三.九二二五″
8	三三°四五′一七.六三三四″	一三三°三五′二三.五三五二″
9	三三°四五′一六.〇九一九″	一三三°三五′二三.六〇二六″
10	三三°四五′一六.二〇八七″	一三三°三五′二二.六七一〇″
11	三三°四五′一七.七八二四″	一三三°三五′二三.一四二八″
12	三三°四五′一七.九一一九″	一三三°三五′二三.一三〇九″
13	三三°四五′一八.一四七九″	一三三°三五′二三.二〇七〇″
14	三三°四五′一八.二八九八″	一三三°三五′二三.六〇三六″
15	三三°四五′一八.九五三〇″	一三三°三五′二四.〇九二八″
16	三三°四五′一八.九六四〇″	一三三°三五′二四.一五八〇″

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

淋シ谷川（一）

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路のうちその接している区間の道路敷

高知県高知市北秦泉寺

字淋シ谷　六一八番二及び六一八番四

字谷ノ内　六七〇番一

六七一番から六七五番まで

ロ　高知県高知市北秦泉寺の区域内の土地のうち、次の一点から十四点までを順次結んだ線及び一点と十四点を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	三三°三五′〇一.四七七一″	一三三°三二′一六.七一八七″
2	三三°三五′〇二.八四六四″	一三三°三二′一六.三四七九″
3	三三°三五′〇三.〇五二一″	一三三°三二′一六.三八二〇″
4	三三°三五′〇三.六八〇九″	一三三°三二′一五.九八六五″
5	三三°三五′〇三.六四九四″	一三三°三二′一五.三八三〇″
6	三三°三五′〇三.八三四八″	一三三°三二′一四.九三五八″
7	三三°三五′〇四.三三七五″	一三三°三二′一四.四九九二″
8	三三°三五′〇四.五一七六″	一三三°三二′一四.四八五七″
9	三三°三五′〇五.三二九二″	一三三°三二′一四.九〇一五″
10	三三°三五′〇七.五一二四″	一三三°三二′一四.九八〇九″
11	三三°三五′〇九.三九三六″	一三三°三二′一九.九六〇〇″
12	三三°三五′〇八.四二八二″	一三三°三二′二一.二一七七″
13	三三°三五′〇四.六八五八″	一三三°三二′一九.三二七四″
14	三三°三五′〇一.五二一二″	一三三°三二′一七.一八二六″

国会事項

参議院

辞令

（経済産業委員会調査室長）参議院常任委員会専門員　山田　千秀
予算委員会調査室長を命ずる
（第三特別調査室長）参議院参事　高野　智子
参議院常任委員会専門員に任ずる
経済産業委員会調査室長を命ずる
（文教科学委員会調査室首席調査員）参議院常任委員会調査員　林　晋
参議院常任委員会専門員に任ずる
環境委員会調査室長を命ずる
参議院参事に任ずる
管理部副部長を命ずる
（庶務部議員課長）参議院参事　加藤　方五
（庶務部人事課長）同　内田　衡純
（庶務部会計課長）同　折茂　建
庶務部副部長を命ずる（各通）
（内閣委員会調査室首席調査員）参議院常任委員会調査員　新井　賢治
参議院参事に任ずる
第三特別調査室長を命ずる
（外交防衛委員会調査室首席調査員）参議院常任委員会調査員　宮崎　雅史
内閣委員会調査室勤務を命ずる
内閣委員会調査室首席調査員を命ずる
参議院法制局参事　尾崎　陽一
参議院常任委員会調査員に任ずる
外交防衛委員会調査室勤務を命ずる
外交防衛委員会調査室首席調査員を命ずる
（記録部記録企画課長）参議院参事　大井田　淳
参議院常任委員会調査員に任ずる
文教科学委員会調査室勤務を命ずる
文教科学委員会調査室首席調査員を命ずる
（予算委員会調査室次席調査員）参議院常任委員会調査員　大石　夏樹
予算委員会調査室首席調査員を命ずる
（委員部第四課長）参議院参事　小松　由季
議事部議案課長を命ずる
委員部第五課長兼務を解く
（委員部第八課長）同　頓所　要介
委員部第四課長を命ずる
（委員部第六課長）同　高橋　力
委員部第五課長を命ずる
委員部第六課長兼務を命ずる
（委員部第三課長）同　桐谷　淳司
記録部記録企画課長を命ずる
（国際部国際会議課長）同　石原　淳
庶務部議員課長を命ずる
（庶務部文書課長）同　大里　慶子
庶務部人事課長を命ずる
（憲法審査会事務局総務課長）同　上村　隆行
庶務部会計課長を命ずる
（議事部議案課長）同　篠窪　有恒
憲法審査会事務局総務課長を命ずる
委員部第八課長兼務を命ずる
（予算委員会調査室首席調査員）参議院常任委員会調査員　崎山　建樹
参議院参事に任ずる
庶務部文書課長を命ずる
（記録部記録企画課記録企画主幹）参議院参事　大矢　博昭
記録部速記第二課長を命ずる
参議院参事
議事部議案課総務主幹を命ずる
同　熊谷　克宏
委員部第一課調整主幹を命ずる
同　橋詰　智徳
委員部第六課勤務を命ずる
委員部第六課調整主幹を命ずる
同　阿部　順康
記録部記録企画課勤務を命ずる
記録部記録企画課記録企画主幹を命ずる
（経済産業委員会調査室次席調査員）参議院常任委員会調査員　星　友佳
文教科学委員会調査室勤務を命ずる
文教科学委員会調査室次席調査員を命ずる
参議院参事の兼任を解く
（文教科学委員会調査室次席調査員）同　山越　伸浩
環境委員会調査室勤務を命ずる
環境委員会調査室次席調査員を命ずる
参議院常任委員会調査員　山下　慶洋
経済産業委員会調査室勤務を命ずる
経済産業委員会調査室次席調査員を命ずる
兼ねて参議院参事に任ずる
調査員を命ずる
第三特別調査室勤務を命ずる
（委員部第二課長）参議院参事　橋本　貴義
委員部第三課長兼務を命ずる
（庶務部厚生課厚生主幹）同　栗原　理恵
国際部国際交流課兼務を命ずる
（国際部国際交流課国際企画室長）同　佐藤　靖
秘書課兼務を命ずる
（国際部長）同　相澤　達也
国際部国際会議課長事務取扱を命ずる（以上七月一日）

（管理部副部長）参議院参事　高橋　武男
（記録部速記第二課長）同　石井さと子
願により令和七年六月三十日限り参事を免ずる
（各通）（六月三十日）

参議院法制局

辞令

（第四部長）参議院法制局参事　宮澤　宏幸
基本法制監理部長を命ずる
（基本法制監理部長）同　宇田川令子
第二部長を命ずる
参議院法制局参事に任ずる　清田　浩史
第三部長を命ずる
（第五部長）参議院法制局参事　滝川　雄一
第四部長を命ずる
（法制主幹）同　齋藤　陽夫
第五部長心得を命ずる
第二部第一課長事務取扱を免ずる
（第四部第一課長）同　小沼　敦
第一部第一課長を命ずる
（第四部第二課長）同　坂本　光
第一部第二課長を命ずる
（第一部第一課長）同　又木奈菜子
第二部第一課長を命ずる
（第五部第二課長）同　林　佑
第二部第二課長を命ずる
（第五部第一課長）同　高澤　和也
第三部第一課長を命ずる
（第一部第一課）同　土井　真太
第三部第二課長を命ずる
（第三部第二課長）同　岩井　美奈
第四部第一課長を命ずる
（第一部第二課長）同　伊庭みのり
第四部第二課長を命ずる
（第三部第一課長）同　桑原　明
第五部第一課長を命ずる
（基本法制監理部法令監理課長）同　信谷　彰
第五部第二課長を命ずる
（第一部長）同　小野寺　理
法制主幹兼務を命ずる
（総務課長）同　伊藤　正規
基本法制監理部法令監理課長兼務を命ずる
（法制次長）同　村上　たか
第二部長事務取扱を免ずる
（第二部第二課長）同　尾崎　陽一
参議院事務局へ出向を命ずる（以上七月一日）

（第三部長）参議院法制局参事　井上　勉
願により参議院法制局参事を免ずる（六月三十日）

人事異動

内閣

○外務大臣臨時代理解職
国務大臣　阿部　俊子（あべ　俊子）
外務大臣岩屋毅帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（六月二十六日）
（国土交通省大臣官房審議官）
国土交通事務官　田村　公一
内閣事務官（内閣官房内閣審議官）（内閣官房副長官補付）の併任を解除する（六月二十七日）

カジノ管理委員会

（カジノ管理委員会事務局長）
内閣府事務官　坂口　拓也
警察庁に出向させる
（カジノ管理委員会事務局次長）
同　嶋田　俊之
カジノ管理委員会事務局長に昇任させる
総務企画部長事務取扱を免ずる
（カジノ管理委員会事務局監督調査部長）同　原田　義久
カジノ管理委員会事務局次長に昇任させる
総務企画部長事務取扱を命ずる
監督調査部長事務取扱を命ずる
（カジノ管理委員会事務局監督調査部財務監督課長）同　出口　岳人
総務省に出向させる
（総務省大臣官房付）総務事務官　小林　知也
内閣府事務官（カジノ管理委員会事務局監督調査部財務監督課長）に転任させる
（カジノ管理委員会事務局監督調査部規制監督課機器技術監督室長）内閣府技官　今村　真教
経済産業省に出向させる
（経済産業省大臣官房付）経済産業事務官　志村　和俊
内閣府事務官（カジノ管理委員会事務局監督調査部規制監督課機器技術監督室長）に転任させる（以上七月一日）

消費者庁

（内閣府参事官（産業・雇用担当）（政策統括官（経済財政運営担当）付））内閣府事務官　遠藤　幹夫
消費者庁取引対策課長に転任させる
（消費者庁取引対策課長）同　伊藤　正雄
経済産業省に出向させる（以上六月二十三日）

官庁報告

法務

公証人法第13条に規定する公証人の採用に関する公告

令和７年７月１日　法務省

１　公証人採用申込案内掲示期間及び採用申込願書受付期間

(1)　受付法務局における公証人採用申込案内掲示期間
令和７年７月４日（金）午前８時30分から同年８月８日（金）午後５時15分まで

(2)　受付法務局における公証人採用申込願書受付期間
令和７年７月11日（金）から同年８月８日（金）まで（土、日及び休日を除く。）の午前８時30分から午後零時まで及び午後１時から午後５時15分まで

法務省

（相模原区検察庁副検事）副検事　今城　善康
横浜区検察庁副検事に配置換する
（横浜区検察庁副検事）同　小村　智之
相模原区検察庁副検事に配置換する（以上六月二十七日）

厚生労働省

労働保険審査会委員に任命する（七月一日）　齋藤　育子

皇室事項

信任状捧呈式

六月二十六日午前十時三十分、宮中において、新任本邦駐在ハイチ特命全権大使ルイ・ハロルド・ジョゼフの信任状捧呈式を行われた。

六月二十六日午前十一時、宮中において、新任本邦駐在ラオス特命全権大使アンパイ・キンダヴォンの信任状捧呈式を行われた。

行幸

天皇陛下は、六月二十四日午前十時八分御出門、第八十一回日本芸術院授賞式に御臨席のため、日本芸術院会館（台東区）へ行幸、午後零時十六分還幸になった。

御祝電

天皇陛下は、アラブ首長国連邦の新年につき、六月二十七日同国大統領ムハンマド殿下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、セーシェルの独立記念日につき、六月二十七日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

受付法務局	採用予定地	採用予定人員	採用予定年月日
東京法務局	本局管内　中央区	１人	令和８年１月28日
	本局管内　港区	１人	令和８年２月16日
		１人	令和８年３月２日
		１人	令和８年３月24日
	本局管内　大田区	１人	令和８年１月26日
	本局管内　品川区	１人	令和７年12月２日
	本局管内　北区	１人	令和８年２月20日
横浜地方法務局	本局管内　横浜市中区	１人	令和７年12月１日
	本局管内　横浜市港南区	１人	令和８年２月１日
	川崎支局管内　川崎市川崎区	１人	令和８年３月24日
さいたま地方法務局	本局管内　さいたま市大宮区	１人	令和７年12月16日
千葉地方法務局	本局管内　千葉市中央区	１人	令和７年12月１日
水戸地方法務局	本局管内　水戸市	１人	令和７年12月１日
宇都宮地方法務局	本局管内　宇都宮市	２人	令和７年12月１日
前橋地方法務局	本局管内　前橋市	２人	令和７年12月１日
静岡地方法務局	本局管内　静岡市葵区	１人	令和７年12月１日
新潟地方法務局	本局管内　新潟市中央区	１人	令和７年12月１日
大阪法務局	本局管内　大阪市北区	１人	令和８年３月31日
	本局管内　大阪市中央区	１人	令和８年３月31日
	本局管内　枚方市	１人	令和８年３月31日
名古屋法務局	本局管内　名古屋市東区	１人	令和８年１月５日
		１人	令和８年３月30日
	本局管内　名古屋市中村区	１人	令和８年１月18日
福井地方法務局	本局管内　福井市	１人	令和７年12月１日
金沢地方法務局	本局管内　金沢市	１人	令和７年12月１日
		１人	令和８年３月30日
富山地方法務局	本局管内　富山市	１人	令和７年12月１日
広島法務局	本局管内　広島市中区	２人	令和７年12月１日
岡山地方法務局	本局管内　岡山市北区	１人	令和７年12月１日

福岡法務局	北九州支局管内　北九州市八幡西区	１人	令和７年12月１日
長崎地方法務局	本局管内　長崎市	１人	令和７年12月１日
宮崎地方法務局	本局管内　宮崎市	１人	令和７年12月１日
福島地方法務局	本局管内　福島市	１人	令和７年12月１日
山形地方法務局	本局管内　山形市	１人	令和７年12月１日
盛岡地方法務局	本局管内　盛岡市	１人	令和７年12月１日
秋田地方法務局	本局管内　秋田市	１人	令和７年12月１日
青森地方法務局	本局管内　青森市	１人	令和７年12月１日

公証人任免

東京法務局所属公証人澤野芳夫は願により公証人を免ぜられた。

矢数昌雄は公証人に任命され、東京法務局所属公証人澤野芳夫の後任を命ぜられた。（以上六月二十日）（法務省）

産　　業

日本産業規格

令和７年７月１日に下記の日本産業規格を改正したので、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条の規定に基づき公示する。

令和７年７月１日

厚生労働大臣　福岡　資麿

記

改正された日本産業規格

（日本産業標準調査会審議）

腹くう（腔）及び臓器用せん（穿）刺針	T3229
気道用吸引カテーテル	T3251
血液ガス検体採取用注射筒	T3254
インスリンポンプ用輸液セット	T3256
単回使用自動ランセット	T3257
滅菌済み延長チューブ	T3265
胆管造影用針	T3307
滅菌済み活栓	T3320
誘導針	T3321

（内容省略）

備考　内容は、日本産業標準調査会ホームページ（https://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、厚生労働省医薬局医療機器審査管理課においても閲覧に供する。

直轄災害復旧事業の完了公告

下記に掲げる直轄災害復旧事業は、令和７年５月16日をもって完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の３第３項の規定に基づき公告する。

令和７年７月１日

農林水産大臣　小泉進次郎

記

令和６年発生　直轄災害復旧事業　珠洲第二地区

公　　告

諸　事　項

有権者申出方

元当局所属公証人余田武裕の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

令和７年７月１日　　千葉地方法務局

元当局所属公証人松尾嘉倫の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

令和７年７月１日　　福岡法務局

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

免責許可申立てに関する意見申述期間

特別清算開始

令和７年（ヒ）第２０４０号
東京都新宿区西新宿３丁目３番13号　西新宿水間ビル２Ｆ
清算株式会社　ルノハ株式会社
代表清算人　穂積　一志
１　決定年月日　令和７年６月18日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第７号
徳島県徳島市銀座28番地
清算株式会社　株式会社銀座
代表清算人　鈴木　豊子
１　決定年月日　令和７年６月16日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
徳島地方裁判所民事部

令和７年（ヒ）第１０１号
高知県高知市春野町西諸木986番地
清算株式会社　春野管理株式会社
代表清算人　末松　秀敏
１　決定年月日　令和７年６月17日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
高知地方裁判所民事部

特別清算終結

令和６年（ヒ）第３００５号
群馬県前橋市荒口町601番地１
清算株式会社　株式会社リアルライフ
１　決定年月日　令和７年６月17日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
前橋地方裁判所民事部

再生手続開始

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

小規模個人再生による再生手続廃止

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和７年７月１日
掲載頁　二頁

（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和７年７月１日
掲載頁　二頁

令和７年７月１日
東京都千代田区丸の内一丁目六番五号
（甲）マフテックグループ株式会社
代表取締役社長ＣＥＯ　松﨑　耕介
東京都千代田区丸の内一丁目六番五号
（乙）マフテック株式会社
代表取締役　松﨑　耕介

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和７年８月三十一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和７年六月二十二日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和７年５月二十六日
掲載頁　八十三頁（号外第一一五号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和７年５月二十六日
掲載頁　八十四頁（号外第一一五号）

令和７年７月１日
徳島市沖浜東一丁目四番地
（甲）株式会社タカラトラスティー
代表取締役　唐住　整
徳島市安宅一丁目八番三八号
（乙）株式会社宝家ワークス
代表取締役　唐住　整

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社二美ビル開発（住所静岡県浜松市中央区青屋町六八六番地の一）に対して当社の静岡県磐田市（事業用土地建物に限る）、群馬県桐生市、愛知県名古屋市の不動産の所有、賃貸及び管理事業に関する権利義務を、新設分割により新設する株式会社二美ビル中央（住所静岡県浜松市中央区青屋町六八六番地の一）に対して当社の東京都、福島県郡山市、福島県須賀川市の不動産の所有、賃貸及び管理事業に関する権利義務をそれぞれ承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

計算書類の公告義務はありません。

令和７年７月１日
静岡県浜松市中央区上島五丁目七番三〇号
有限会社二美ビル
取締役　小出　裕樹

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和７年八月二十七日であり、組織変更後の商号は株式会社Ｙａｄｏ　Ｖｉｅｗとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和７年７月１日
千葉県成田市並木町二五―七五エアルガーデンⅡ
合同会社ＺＥＡＬＬ
代表社員　山本　誠人

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和７年７月１日
東京都港区赤坂二丁目二一―四天翔オフィス赤坂ＡＮＮＥＸ
ＰＲＩＭＡＲＹ合同会社
代表社員　萩原　大地

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。組織変更後の商号はＫＫキャピタル株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和７年７月１日
東京都大田区東六郷三丁目一四番一二号
ウィステリアコート三〇五
ＫＫキャピタル合同会社
代表社員　片桐　邦俊

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。組織変更後の商号は株式会社ＡＲＣＸとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和７年７月一日

東京都江戸川区南篠崎町一丁目一九番一六号
合同会社Ｎｅｘｔ　Ｌｉｆｅ　Ｉｎｎｏｖａｔｉｏｎ　代表社員　寺澤　大介

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年八月二日であり組織変更後の商号はトランプレジデンス株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和７年７月一日

大阪府堺市東区丈六一七一番地一
T&M DOUBLE NINE DELUXE合同会社
代表社員　濱口　忠洋

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千八百五十四万三千六百八十一円減少し五千万円とし、減少する資本金の額の全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://ma-navigator.com/

令和７年７月一日

東京都品川区北品川一丁目八番一二号
株式会社Ｍ＆Ａナビ
代表取締役　瀧田　雄介

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三十五億円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.paypay-sec.co.jp/corporate/discloser/

令和７年７月一日

東京都新宿区四谷一丁目六番一号
ＰａｙＰａｙ証券株式会社
代表取締役　栗尾圭一郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億五千八百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和７年７月一日

東京都港区六本木一丁目三番五〇号
株式会社ＦＵＮＤｉＴ　Ｍｅｄｉａ　Ｍｅｒｇｅｒｓ　代表取締役　山田　高寛

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金十五億六千七百六十二万五千円、資本準備金の額を金七億六千五百九十九万五千六百六十五円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和７年７月一日

石川県白山市福留町三七〇番地
株式会社ウイルコホールディングス
代表取締役　松浦　昌宏

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十一億六百五十九万三千八百円、資本準備金の額を十億五千六百五十九万三千八百円減少し、それぞれ五千万円、八億円とすることにいたしました。

効力発生日は、令和７年八月二日であり、株主総会の決議は、令和７年六月二十六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和７年７月一日

広島市西区草津新町一丁目二一番三五号
株式会社データホライゾン
代表取締役　瀬川　翔

基準日設定につき通知公告

当社は、令和７年７月十六日を基準日と定め、同日二十四時現在の株主名簿上の株主をもって、令和７年７月三十一日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和７年７月一日

東京都千代田区丸の内二丁目四番一号丸の内ビルディング二八階ｘＬＩＮＫ丸ビル個室Ｎｏ．２１　ＴＲＩＢＡＷＬ株式会社
代表取締役　山本雄一郎

基準日設定につき通知公告

当社は、令和７年七月十六日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を二十株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和７年７月一日

東京都渋谷区代々木四丁目二七番二五号
ＨＵＭＡＮ　ＭＡＤＥ株式会社
代表取締役　松沼　礼

定款変更につき通知公告

当社は、令和７年八月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和７年７月一日

北海道室蘭市海岸町一丁目五八番五
室蘭海陸通運株式会社
代表取締役　関　勝弘

定款変更につき通知公告

当社は、令和７年七月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和７年７月一日

札幌市西区発寒十二条十二丁目二番一号
潮物産株式会社
代表取締役　内川　重之

定款変更につき通知公告

当社は、令和７年七月十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和７年７月一日

福島市新町七番二二号
株式会社福島県中央計算センター
代表取締役　河原田浩喜

定款変更につき通知公告

当社は、令和７年七月十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和７年７月一日

埼玉県深谷市原郷二一三二番地四
深谷電機株式会社
代表取締役　大久保勝令

定款変更につき通知公告

当社は、令和７年七月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和７年７月一日

埼玉県所沢市小手指南四丁目一三番地六
株式会社アリスの夢
代表取締役　野口　智恵

定款変更につき通知公告

当社は、令和７年七月二十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和７年７月一日

東京都中央区銀座三丁目二番一七号
株式会社ＡＭＡＺＯＮＬＡＴＥＲＮＡ
代表取締役　松田　信之

定款変更につき通知公告

当社は、令和７年七月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和７年７月一日

東京都千代田区麹町一丁目四番地二
株式会社東條会館
代表取締役　東條久美子

定款変更につき通知公告

当社は、令和７年八月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和７年７月一日

愛知県半田市横山町二〇〇番地
株式会社知多総合卸売市場
代表取締役　竹内　孝好

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年七月一日

鳥取市商栄町四〇五番地一

富士綜合警備保障株式会社

代表取締役　谷口　道明

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年八月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年七月一日

熊本市西区田崎町三八〇番地四四

株式会社給食会

代表取締役　松枝　隆

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年八月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年七月一日

沖縄県那覇市西一丁目二四番一一号

琉海リース株式会社

代表取締役　角　善晴

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき代表取締役の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である令和七年八月五日までに当社にご提出下さい。

令和七年七月一日

新潟県上越市中通町五番七号

杉山建設株式会社

代表取締役　杉山　成雄

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である山本正志が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月一日

岐阜県揖斐郡大野町大字稲富二三二五番地

ＣＡＲＡＶＡＮ　ＨＯＵＳＥ　ＩＮＣ.

日本における代表者　山本　正志

任意清算公告

当法人は、令和七年六月三十日をもって解散し、税理士法第四十八条の二十一第二項において準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月一日

沖縄県中頭郡北谷町字浜川八番地二四しまぜんビル二Ｆ－Ｂ

税理士法人ニライ

社員　當山　孝祥

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金四十億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は令和七年四月十六日付官報の号外第八十六号四十八頁に掲載されています。

令和七年七月一日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号デロイトトーマツ赤坂インターナショナル株式会社

内　ＥＳＲ幸浦１特定目的会社

取締役　山﨑　亮雄

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は発行済優先出資八万口を消却することといたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和七年八月四日までに当社にご提出下さい。

令和七年七月一日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号デロイトトーマツ赤坂インターナショナル株式会社

内　ＥＳＲ幸浦１特定目的会社

取締役　山﨑　亮雄

債権申出の公告（第三回）

当規約型確定給付企業年金は、令和七年五月三十一日厚生労働大臣の承認により終了したので、当規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年六月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月一日

東京都中央区新富一丁目七番三号

株式会社ハローズ

確定給付企業年金清算人　藤澤洋一郎

権利義務の承継公告

左記組合及び連合会は、農業協同組合法第七十条に基づき甲が乙の権利義務全部を承継して、乙は解散することにいたしました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、甲及び乙の貸借対照表は、甲及び乙それぞれの主とる事務所に備え置いております。

令和七年七月一日

和歌山市美園町五丁目一番地の一

（甲）和歌山県農業協同組合

代表理事組合長　坂東　紀好

和歌山市美園町五丁目一番地の一

（乙）和歌山県農業協同組合連合会

代表理事理事長　楠本　健次

訂正公告

令和七年六月二十四日（号外第一四一号）掲載の第十九期決算公告（枠組）中、その他資本剰余金の金額「335」とあるは「324」の誤りにつき訂正します。

令和七年七月一日

東京都新宿区舟町五

ＳＥモバイル・アンド・オンライン株式会社

代表取締役　伊藤　文彦

訂正公告

令和七年六月十九日（号外第一三六号）掲載の第八期決算公告（枠組）中、「代表取締役　酒井正弘」とあるは「代表取締役　山口　康郎（鈴木康郎）」の誤りにつき訂正します。

令和七年七月一日

東京都港区新橋三丁目一番一一号

株式会社エナジーゲートウェイ

代表取締役　山口　康郎（鈴木　康郎）